

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 4

不利益処分の内容	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限										
根拠法令及び条項	消防法第5条の2第1項										
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">関係条項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">基 準  (未設定の場合は その理由)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p> </td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">参考事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設定等年月日</td> <td style="padding: 5px;">平成15年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）</td> </tr> </table>	関係条項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">基 準  (未設定の場合は その理由)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p> </td> </tr> </table>	基 準  (未設定の場合は その理由)	<p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p>		参考事項		設定等年月日	平成15年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）
関係条項											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">基 準  (未設定の場合は その理由)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p> </td> </tr> </table>	基 準  (未設定の場合は その理由)	<p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p>									
基 準  (未設定の場合は その理由)	<p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」が処分の基準である。</p> <p>消防法第5条第1項、同法第5条の第3項、同法第8条第3項若しくは第4項、同法第8条の第3項又は同法17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、「火災の予防の危険を除去することができないと認めること」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去できないと認めること」又は「火災が発生した場合における人命に危険を除去することができないと認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の認定に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障があるかにより判断する。</p>										
参考事項											
設定等年月日	平成15年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）										